

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○平成二十一年度調理師試験の実施(二二二・健康推進課)...	1
○都市計画の変更による送付図書の縦覧(二二三、二二四、二二六・都市計画課).....	1
○都市計画の決定による送付図書の縦覧(二二五・都市計画課).....	2
○港湾法に基づく所有者不明船舶の保管(二二七・港湾空港課).....	2
○宅地建物取引業法の規定による行政処分(二二八・建築住宅課).....	2
○証紙売りさばき人の指定(二二九・会計管財課).....	2
○証紙売りさばきの廃止の届出(二三〇・会計管財課).....	2
○河川区域の変更による廃川敷地等(三三一・秋田地域振興局建設部).....	3
○開発行為に関する工事の完了(三三二・由利地域振興局建設部).....	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	3
○土地改良区の管理規程の変更認可(秋田地域振興局農林部).....	3
○県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局農林部).....	4

## 告 示

### 秋田県告示第二百二十二号

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、次のとおり平成二十一年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第三十四号)第二条第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 一 試験の日時及び場所

(一) 日時  
平成二十一年八月二十六日(水)午後一時三十分から午後三時三十分まで

### (二) 場所

- (1) 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 大会議室
- (2) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎 大会議室
- (3) 秋田市山王四丁目二番三号 秋田県市町村会館 大会議室
- (4) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟 大会議室
- (5) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県正庁

### 二 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品衛生学及び調理理論

### 三 受験資格

平成二十一年度調理師試験実施要領において定める。

### 四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書 二通
- (二) 添付書類
  - (1) 調理業務従事証明書 二通
  - (2) 卒業(修了)証明書又は卒業証書の写し 二通
  - (3) 卒業(修了)証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を二通添付すること。
- (3) 写真

受験願書提出前六月以内に脱帽、無背景で、上半身を正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもの 一枚

(4) 封筒 二通(受験票及び試験結果を封書で送付するた

め)

封筒は、他の受験書類と共に配付する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。

### 五 受験願書用紙の交付

### (一) 期間

土曜日、日曜日を除き、平成二十一年六月十五日(月)から同年七月三日(金)までの午前九時から午後五時まで

### (二) 場所

秋田県内の各地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所

### 六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間  
土曜日、日曜日を除き、平成二十一年六月二十四日(水)から同年七月三日(金)までの午前九時から午後五時まで

### (二) 場所

住所地を所管する地域振興局福祉環境部(保健所)。秋田市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者については、秋田県内の地域振興局福祉環境部(保健所、秋田市保健所は除く)とする。なお、郵送による提出は認めない。

### 七 受験手数料

(一) 額  
六千円

### (二) 納付方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。合格者の発表

平成二十一年九月十一日(金)午前十時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部(保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、県ホームページ「美の国あきたネット」<http://www.pref.akita.lg.jp>「健康・福祉」にも合格者受験番号を掲載する。

### 九 開示請求の受付

- (一) 開示内容  
科目別得点及び総合得点
- (二) 期日及び時間  
土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成二十一年九月十一日(金)から同年十月八日(木)までの午前九時から午後五時まで。ただし、平成二十一年九月十一日は午前十時から午後五時まで。

### (三) 場所

秋田県健康福祉部健康推進課、各地域振興局福祉環境部(保健所)

### 十 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部健康推進課(電話〇一八八六〇一―四二九)又は最寄りの地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所まで。

### 秋田県告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画汚物処理場（一号大仙美郷クリーンセンターし尿処理場）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画ごみ焼却場（二号大曲市外九カ町村清掃センター）大曲一号ごみ焼却場及び二号大曲市外九カ町村清掃センター大曲二号ごみ焼却場）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画ごみ処理場（一号大仙美郷クリーンセンターごみ処理場）の決定の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画公園（四・三・一号中央公園及び五・五・一号大仙市総合公園）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百二十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定に違反して、秋田港の港湾区域及び港湾隣接地域の放置等禁止区域内に放置された、所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が不明な船舶を、同法第五十六条の四第二項の規定により撤去し、同条第三項の規定により保管したので、当該船舶を所有者等に返還するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

秋田港港湾管理者 秋田県

代表者 秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 船舶の名称又は種類、形状、数量及び放置場所

別表のとおり

二 当該船舶を撤去した日時

平成二十一年三月十九日 午後三時

三 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

平成二十一年三月十九日 午後三時

別表

番号	名称又は種類	形状等	数量	放置場所及び保管場所	備考
一	キヌスベ シヤル	長さ6・7m ×幅1・8m 白色(外部) 青色(内)	一	秋田市新屋 地内 勝平新橋下 流陸地	船舶番号 21111 1060
九	第三市栄	長さ5・8m ×幅1・6mm		秋田市新屋 地内	

二 白色(上部)  
赤色(下)

勝平新橋下  
流陸地

三 和船

長さ5・0m  
×幅1・6m  
白色(外部)  
白色(内)

秋田市新屋  
町地内  
県立スケ1  
下場下水域

四 和船

長さ5・5m  
×幅1・6m  
白色(外部)  
青色(内)

秋田市新屋  
町地内  
県立スケ1  
下場下水域

五 和船

長さ3・5m  
×幅1・0m  
白色(外部)  
青色(内)

秋田市寺内  
地内  
港大橋下流  
護岸

秋田県告示第二百二十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分をしたので、同法第七十条第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 被処分者

(一) 名称 有限会社佐藤換地設計事務所

(二) 代表者氏名 佐 藤 俊 一

(三) 主たる事務所の所在地 由利本荘市石脇字田尻野二番地五十三

(四) 免許証番号 秋田県知事(一)七九一号

(五) 免許年月日 平成十七年九月七日

二 処分年月日 平成二十一年四月二十四日

三 処分の内容 業務の全部の停止一月間

四 処分の期間 平成二十一年四月二十五日から同年五月二十四日まで

五 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項及び第六十五条第二項第五号

秋田県告示第二百二十九号

秋田県証紙条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばき人の住所及び氏名(事務所の所在地及び名称)	売りさばき場所	指定年月日
鹿角市花輪字下花輪五十四 森内秀幸	鹿角市花輪字下花輪五十四	平成二十一年四月二十四日

秋田県告示第二百三十号

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐竹 敬久

鹿角市花輪字下花輪五十四 森内栄一郎

秋田県告示第二百三十一号

河川区域の変更に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 河川の名称 一級河川雄物川水系旭川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十九年四月一日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
秋田市濁川字草刈場一番九十三	土地	一・二二・二七平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十三年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この

廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第二百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成二十一年三月二十五日付け指令由建一・二・七・八〇で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都大田区南千束三丁目三十二番二号  
磐田電工株式会社
- 二 代表取締役社長 中本 高行

開発区域に含まれる地域の名称  
由利本荘市岩城赤平字川ノ上二百八十八番並びに字火石ヶ崎

- 百七十八番一、百七十八番二、百七十九番一、百七十九番二、百八十番一、百八十番二、百八十一番一、百八十一番二、百八十一番三、百八十二番、百八十三番一、百八十三番二、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番、百八十九番、百九十番、百九十一番、二百五十六番、二百六十二番、二百六十三番、二百六十四番

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年四月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 結いの学び舎
- 三 代表者の氏名  
佐藤 久 勝
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県大館市
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で存在する就労困難な障害者、失職者及び

地域住民とともに、秋田県環境基本計画にある廃棄物の減量化、リサイクル推進の取り組みにあるプロジェクトの一員としてリサイクル事業を行うことにより雇用の拡充、自立支援、雇用支援の充実を強化し、生きがいのある住みよい環境生活を保持する。また作業や交流活動を通して、社会経済活動に貢献することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、仁井田堰土地改良区から申請のあった仁井田頭首工管理規程の変更について、平成二十一年四月二十七日認可したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 水位の制限  
頭首工地点における河川の水位(以下この号において「頭首工の水位」という。)は、常時計画取水水位標高十・九〇メートル(水位計一・九メートル)とする。
- 二 水位の基準  
頭首工の水位は、頭首工地点に設置された自記水位計によるものとする。
- 三 計画取水水量  
頭首工地点からのかんがい用水の取水水量は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象、及びかんがい等の状況を考慮して受益地に必要な水量を取水するものとする。  
五月五日から同月十四日まで 毎秒四・五九六立方メートル  
五月十五日から八月三十一日まで 毎秒三・八〇三立方メートル  
九月一日から五月四日まで 毎秒一・二六二立方メートル
- 四 取水量の測定  
取水量の測定は、取水施設に取り付けられた自記水位計による水位法によるものとする。
- 五 点検及び整備  
頭首工管理者(以下「管理者」という。)は、堰堤、ゲート等进行操作するために必要な機械、器具等について点検及び整備を行う。
- 六 洪水警戒体制  
(一) 頭首工に係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間。  
(二) 頭首工の水位が標高十一・四五メートルを上まわる恐れが

大きいと認められるときから頭首工の水位が標高十一・四五メートル以下となり、再び増水する恐れがないと認められたときまでの間。

七  
その他

管理者は、管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の管理に関する事項について記録しなければならない。

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
平成二十一年五月八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 県営土地改良事業（水沢々堤地区ため池等整備事業）

完了年月日 平成二十年十二月十七日

二 県営土地改良事業（豊川地区経営体育成基盤整備事業（高度利用型））

完了年月日 平成二十一年二月二十七日

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇〇五  
E-mail:matsubaransatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄